

感染症外来を受診される方へ

受診～お薬の受け取りまで【受診の流れ】に添って車内で実施します。

受診の流れ 【 クリニック 】

1. 保険証・（お持ちの方は）診察券をお預かりします。
2. （問診を未入力の方は）記入後にクリニック（0562-57-8081）までお電話ください。
3. 問診内容をもとに感染症検査を実施します。

新型コロナウイルス・インフルエンザウイルス 検査をご希望の方へ

患者さんご自身による自己採取を原則お願いしています。

採取方法については別紙を参照ください（なるべく鼻の奥まで綿棒を入れて下さい）。

4. 医師が診察します。症状に応じてお薬を処方します。
5. お会計はスタッフが代行に行います（クレジットカードは対応しかねます）。
お金をお預かりし精算後、領収書・お釣りをお返します。

薬の受け渡し 【 薬局 】

感染防止の観点から併設薬局に協力を頂き薬の受け渡しを行っています。

他薬局にて薬を受け取る希望がある方はご申し出下さい。

6. 併設薬局の携帯電話から薬の説明があります、電話をとるようご協力をお願いします。
7. 薬局からお薬のお渡し・会計・保険証の返却をします。
8. 薬を受け取られましたら、ご帰宅となります。
9. 新型コロナ／インフルエンザ と診断された方は 裏面 を参考に療養して下さい。

お願い事項

- ① 発熱外来の問い合わせにより電話が繋がりがづらいことがあります。
- ② 感染防止の観点から院内トイレのご利用はご遠慮頂いております。
- ② 通常診療の合間を縫って懸命に感染症外来の対応をしております。
体調が優れない中でお待ち頂くことはお辛いですが、待ち時間につきご了承下さい。
- ③ 陽性が判明した場合の案内は裏面の通りです、予めお読みになってお待ち下さい。

裏面に続きます 裏面に続きます 裏面に続きます

新型コロナウイルスの検査にて陽性が判明した方

療養期間

【発症日を0日目として5日目まで】かつ【症状軽快*後24時間経過】が療養期間です。

(*症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合です)

療養終了時に改めての検査を受ける必要はありません。

発症10日目まで感染リスクが残ります。マスク装着等の感染予防行動の徹底をお願いします。

書類作成の希望、かかりつけの方の普段の診察について

発症10日目までは感染リスクが残ります。発症11日目以降に原則お願いします。

インフルエンザウイルスの検査にて陽性が判明した方

療養期間

【発症日を0日目として5日目まで】かつ【解熱*後48時間経過】が出席停止期間です。

(*解熱とは、37.5℃未満を指します)。

学生の方

上記に示した期間、療養が必要です(学校保険安全法より)。

令和2年度から医療機関の証明書は原則不要となり、保護者の証明で可となっています

一部学校において医療機関の証明書が必要な例があります、所属先に確認をお願いします。

お勤めの方

上記療養期間は学生の方の目安であり企業活動には法的な基準がありません。

お勤めの先の企業の指示に従って下さい。

医療機関による判断を求められた場合は上記を参考にして下さい。

証明書の発行費用について

陽性証明 (感染を証明する書類)

所定の文書料(2,200円)を頂戴します。

治癒証明 (療養期間の日付け入りの書類)

療養期間終了後に電話連絡、受診をお願いします。

新型コロナは発症10日目までは感染リスクが残る為、車内・感染対策室で診察します。

再診料、及び所定の文書料(3,300円)を頂戴します。